

アダルトビデオ出演被害問題に対する警察の取組

取締り等の推進

1 AV出演被害防止・救済法

《検挙事例》

会社役員の男は、性行為映像制作物を制作するに際し、令和4年9月、性行為映像制作物の出演を承諾した出演者らに対し、出演契約書を交付しなかったもの。同男をAV出演被害防止・救済法違反で検挙した。(R4.12 警視庁)

(参考)

AV出演被害防止・救済法違反検挙件数

罰則関連条文施行(令和4年7月12日)～令和5年12月末 12件(暫定値)

2 その他法令

《検挙事例》

○ わいせつ物頒布等

映像配信業の男は、令和4年1月から同年3月にかけて、同男が女性と性交するわいせつな動画ファイル2点を動画販売サイトに投稿し、同年3月、同サイトを利用してアクセスした不特定多数の者に対し、前記動画ファイル2点をダウンロードさせ、頒布したもの。同男をわいせつ物頒布で検挙した。(R4.8 愛媛)

○ 私事性的画像被害防止法

会社員の男は、令和4年3月から同年7月にかけて、元交際相手の性交類似行為を撮影した動画データをインターネット上に投稿して、インターネット利用者が閲覧可能な状態にし、公然と陳列したもの。同男を私事性的画像被害防止法違反で検挙した。(R5.2 宮城)

※取締りのほか、関係機関の窓口紹介等を実施

広報・啓発等

- 大学・高校、企業等への啓発活動
- 駅、公共施設等における被害防止広報の実施
- ケーブルテレビ、ラジオ等での被害防止広報の実施
- 警察署員への部内講義等